

# 佐久市役所庁舎内 弁当等販売事業者募集要項

佐久市役所庁舎内における弁当等の販売について、以下のとおり事業者を募集します。

## 1 目的

本募集は、市内等で営業する飲食店等の販路拡大を支援することを「試行実施」として行うものです。まずは短期間、試験的に販売機会を提供することで、今後の本格実施に向けた課題の検証やニーズの把握を行うとともに、職員等へ多様で健康的な食事の選択肢を提供し、福利厚生向上及び庁舎の利便性向上を図ることを目的とします。

## 2 販売場所等

- 所在地：佐久市中込 3056
- 販売場所：佐久市役所本庁舎 1階 食堂等
- 販売期間：令和 8 年 6 月 15 日から 9 月 30 日まで（土、日、祝日を除く。）  
※本事業は、本格実施に向けた課題検証のための「試行実施」として行います。令和 8 年 10 月以降も継続する場合は、本期間の運営実績や事業者の意向を十分に配慮した上で再度募集します。
- 販売時間：準備及び片付けを含めて、午前 11 時から午後 2 時まで  
※正午から午後 1 時 30 分までは販売を行うことを原則とするが、完売等により早期に終了することは差し支えない。終了時刻（14 時）までに清掃・撤収を完了し、速やかに退去すること。終了時刻を超えた販売・滞在は厳禁とする。
- 使用料：無料
- 出店頻度：週 1 日から希望可能
- 販売想定数：1 日 30 食程度

※販売区画以外の客席スペースは、持参弁当を食べる職員等も含めたフリースペースとして開放しています。

## 3 応募資格要件

本募集に応募できる者は、以下の全ての要件を満たす法人又は個人とする。

1. 本業務の内容を十分に理解し、市の方針（ゴミ削減、地産地消の推進等）に協力できること。
2. 佐久市内に、食品衛生法に基づく営業許可（そうざい製造業）を受けた製造施設（店舗、調理場、加工場等）を有していること。
3. 販売する弁当等の製造場所について、食品衛生法に基づく適切な営業許可（そうざい製造業）を受けていること。
4. 生産物賠償責任保険（PL 保険）や食品営業賠償共済等に加入していること。
5. 佐久市暴力団排除条例に規定する暴力団員、又は暴力団関係者でないこと。
6. 会社更生法又は民事再生法に基づき更生・再生手続開始の申立てがなされている法人等でないこと。
7. 市に対し納付義務がある税、使用料、手数料その他の金銭を滞納していないこと。

## 4 応募申込手続き

### (1) 提出方法及び提出期間

提出方法は、佐久市役所 総務部人財課へ直接持参に限る。（郵送・メール不可）

- 受付期間：令和 8 年 5 月 12 日から令和 8 年 6 月 2 日まで（開庁時間内）
- 提出先：市役所 総務部人財課職員係

### (2) 提出書類（各 1 部）

- ア 佐久市役所庁舎内 弁当等販売申請書 及び 販売メニュー企画書（様式 1）
- イ 市税の納税証明書
- ウ 食品衛生法に基づく製造場所（店舗・調理場等）の営業許可証の写し
- エ 生産物賠償責任保険（PL 保険）等、保険加入を確認できる書類の写し

## 5 販売事業者の決定等

提出された応募書類の確認を行い、仕様書の条件を満たしている者を対象とします。提出された「販売メニュー企画書」に基づき、価格、メニューの魅力、決済の利便性等を市が総合的に評価し、事業者ごとの販売曜日等を調整・決定します。

## 6 その他遵守事項

庁舎内での調理・加熱・盛り付けは一切不可とします。また、販売に伴い発生したゴミは事業者が全て回収し、持ち帰ってください。詳細は仕様書を確認のこと。

## 7 問い合わせ先

〒385-8501 佐久市中込 3056 佐久市役所人財課職員係

電話：0267-62-2111 内線 428、431、435

E-mail：jinzai@city.saku.nagano.jp